

生 少 女 甲 達 第 7 号
生 企 甲 達 第 1 4 号
刑 企 甲 達 第 1 7 号
刑 捜 一 甲 達 第 1 2 号
平成 3 1 年 4 月 2 5 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底について

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）に対処するための体制確立については、人身安全関連事案に対処するための体制の確立について（平成31年生少女甲達第6号。以下「体制確立通達」という。）により一元的対処体制を確立するとともに、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底について（平成26年生企甲達第6号。以下「旧通達」という。）に基づき迅速かつ的確な対応を組織を挙げて実施してきたところであるが、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案をはじめとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に当たっては、配偶者からの暴力事案と児童虐待事案のように人身安全関連事案として相互に関連する事案への対応もあり得ることから、下記のとおり制定して運用することとしたので、迅速かつ的確な対応を徹底されたい。

なお、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底について（平成26年生企甲達第6号）は廃止する。

記

1 基本的考え方

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の特徴は、警察が認知した時点においては、暴行、脅迫等外形上は比較的軽微な罪状しか認められない場合であっても、人質立てこもり事件や誘拐事件と同様に、正に現在進行形の事件であり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことに加えて、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、また、被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）に対して強い殺意を有するに至っている場合、検挙される危険性を考慮することなく大胆な犯行に及ぶことがあるところにある。

したがって、この種事案への対応に当たっては、加害者が被害者等に危害を加えることが物理的に不可能な状況を速やかに作り上げ、被害者等の安全を確保することが最優先となる。すなわち、この種事案の加害者に対しては、警告等の行政措置が犯行を阻止するのに十分な有効性を持たない場合もあることから、こうした措置を優先する考え方

を排除し、例えば、被害者に対する脅迫文言やストーカー行為等を捉えて速やかに検挙するなど、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ること。

このため、被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、過去の事例から被害者のみならず親族等にまで生命の危険が及び得ることを十分に説明した上で、被害者等に被害の届出の働き掛け及び説得を行い、説得等にもかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕をはじめとした強制捜査を行うことを積極的に検討する必要がある。

また、被害者等に対しては、まず安全な場所へ速やかに避難させることを最優先に検討し、危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、身辺の警戒等の執り得る措置を確実にを行うことにより、被害者等の保護の徹底を図る必要がある。

2 組織による的確な対応の徹底

(1) 警察署における対応

ア 相談への対応

(ア) 生活安全部門と刑事部門の連携

体制確立通達2(4)において、人身安全関連事案に係る相談への対応に当たり、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を判断するため必要があると認めるとき、事件化のための擬律判断を的確に行うため必要があると認めるときなどには、生活安全部門の担当者と刑事部門の捜査員が共同で聴取を行うこととしている。したがって、よりの確な判断に資するため、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る相談については、その内容や相談に至る経緯等から見て明らかに刑罰法令に抵触せず事件性が認められない場合、危険性・切迫性が認められない場合等を除き、原則として、両部門の担当者が共同で聴取を行うこと。

なお、共同で聴取した結果、その時点では事件性等が認められず生活安全部門において継続的に相談を受けることとなった事案及び生活安全部門において事件化することとした事案についても、刑事部門の捜査員は、生活安全部門からの要請に基づき、引き続き共同で相談への対応に当たること。

(イ) 制度等の教示

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の相談への対応に当たっては、別に定める意思決定支援手続に基づき、可能な限り早期に、被害者に対し、執り得る刑事手続及び証拠の確保のために必要な事項並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）又は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき執り得る措置について、それぞれの要件とその効果等を確実に説明し、積極的な意思決定を支援するとともに、有事の際に110番通報すべき旨や自衛手段も教示すること。

(ウ) 被害者の親族等との協力等

被害者の中には、被害の届出をするか否かを決めあぐねる者が見受けられることから、可能な限り、親族等の協力を得て被害者に被害の届出を促すとともに、

加害者の行為が被害者の親族等にまで及ぶ可能性もあることから、その親族等に対し、警察の執り得る保護を含めた措置と被害防止上の注意事項を教示すること。

イ 警察署長及び本部対処体制への速報

警察署において恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を認知した場合には、その全てについて、警察署長に速報するとともに、並行して、本部対処体制（体制確立通達1（1）の「本部対処体制」をいう。以下同じ。）に速報すること。

また、被害者等に危害が及ぶ兆候を把握した場合には、直ちに現場支援要員（体制確立通達1（1）の「現場支援要員」をいう。以下同じ。）の投入を検討する必要がある。したがって、警察署において事案を認知した場合には、警察署長への速報との前後関係にこだわることなく、特に被害者等から警察署で相談を受けている場合には可能な限り被害者等を帰宅させる前に、本部対処体制に速報するよう指導を徹底すること。

なお、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案は、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案であると直ちに認定できるものだけではなく、被害者等に危害が及ぶおそれがあると認められるトラブルや事件も含まれることに十分留意し、警察署長及び本部対処体制への報告は幅広に行うこと。

ウ 警察署長による指揮

(ア) 組織的な対応の徹底

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る相談については、真に組織的かつ継続的な対応が必要な場合が多いほか、検挙措置等と保護対策等を並行して実施する必要性が高い場合が多いことから、警察署長以下の幹部が相談事案に関する情報を共有し、被害者にとって最も適切な解決策が講じられるよう努める必要がある。したがって、イの速報を受けた警察署長は、事案の内容をつぶさに把握した上で、体制確立通達1（2）によりあらかじめ指定している人身安全関連事案への対処を統括する責任者のほか、必要と認める課長等の補佐を受けるとともに、本部対処体制の助言・指導を受けて、速やかに当該事案の処理方針及び処理体制を決定すること。

処理方針及び処理体制については、本部対処体制に報告するとともに、その後も、随時処理経過を本部対処体制に報告し、処理体制を見直した場合には、新旧の担当者間で当該事案の切迫性等に係る情報を確実に引き継ぐよう指示すること。

(イ) 危険性等の判断と即応態勢の確立

(ア)の処理方針及び処理体制の決定に当たっては、当該事案の危険性、切迫性及び事件性的的確な判断に資するため、被害者等から加害者の具体的言動等を十分に引き出すよう努めるとともに、危険性判断チェック票を活用するなどにより、組織的に危険性等の判断を実施すること。特に、

- a 行為者において、被害者等及び自己の生命・身体に対する危害言動がある。
- b 行為者において、被害者へ物理的に接近しようとする行為がある。
- c 行為者の居所が定まらず、又は所在不明である。
- d 行為者について、過去に犯罪や110番での臨場等の取扱いがある。
- e 近隣住民その他関係者等からaからcのような内容の相談が複数にわたり

なされている。

等の危険性・切迫性を示す兆候情報が把握された場合その他被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、即応態勢を確立し、本部対処体制と連携しながら対応に当たること。また、危険性・切迫性が否定できず、又は判断できないときについても、危険性等について積極的に判断して、同様に対処すること。

(ウ) 事件化の判断等

相談事案が刑罰法令に抵触するにもかかわらず、被害者等に被害の届出の意思がない場合、これをそのまま受け入れるのではなく、事件化を図らない場合に起こり得る事態について十分に説明した上で、被害者等に被害の届出の働き掛け及び説得を行い、説得等にもかかわらず被害の届出をしない場合であっても、警察に相談をするに至っているという事情を十分に汲み取って、事案を見極めるよう努めること。警察署長は、担当者が被害者に被害の届出の意思がなく事件化を図らないと判断した場合には、さらに慎重に検討を加え、事案を見極め事件化の要否を判断すること。

なお、被害者等の真意を汲み取り、よりの確に当該事案の危険性等を判断するため、相談場所、対応者、同伴者を同席させるかどうかなどの対応方法等に十分配意し、被害者等がより相談しやすい環境の確保に努めること。

エ 被害者等の保護措置

(ア) 保護措置の徹底

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応に当たっては、事案を認知した段階から、その危険性・切迫性に応じて、被害者等の生命・身体の安全の確保のための措置を最優先に講じる必要がある。したがって、ウ（イ）の兆候情報が把握された場合、その他被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、被害者等を帰宅させることなく、安全な場所へ速やかに避難させることとし、やむを得ない事情があり避難させられない場合には、被害者等の身の警戒等の措置を確実に行うこと。また、危険性・切迫性が否定できず、又は判断できないときについても、危険性等について積極的に判断して、同様に対処すること。

そのため、当直時間帯においても、確実に、県総合福祉相談所、各健康福祉センター（配偶者暴力相談支援センター）その他関係機関・団体と連携し、一時避難等安全確保のための措置が執られるよう、平素より緊密な協力関係を確立しておくとともに、犯罪被害者等支援に係る公費支出要領の制定について（平成31年警務甲達第5号）に規定する被害直後における犯罪被害者等への一時避難場所の確保に係る公費負担制度の積極的な活用を図ること。

また、避難や身の警戒のほか、特定通報者登録、ビデオカメラや位置情報通報装置等の資機材の活用など、事案の危険性等に応じて、できる限りの保護措置を講じること。

(イ) 加害者に対する指導・警告等の実施

刑事事件として立件が困難と認められる場合であっても、被害者等に危害が及

ぶおそれがある事案については、速やかに加害者を呼び出し、必要に応じて担当者が赴くなどして、事情聴取や指導・警告を行うこと。その際には、加害者の言い分に耳を傾け、加害行為をしていることの自覚を促すなど、沈静化を図る観点からの対応にも配慮すること。

なお、加害者への対応に当たる際には、被害者等が被害に遭うことがない状況が確保されているかを常に念頭に置いておくよう、職員への指導を徹底すること。すなわち、加害者への接触の時期や方法については、加害者の性格、加害者と被害者等とのこれまでのやりとりや接触状況等を踏まえ、加害者が警察の関与に対し反発や逆上するおそれを十分に考慮し、加害者の現状を可能な限り把握した上で決定することとし、相談事案について事件化し、又は加害者に対する警告等を行った後は、加害者の再犯性や報復のおそれの有無等を考慮し、再被害防止対象者に指定するなど、被害者等の保護措置の万全を図ること。

オ 各種照会等の実施

警察署長は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を取り扱った担当者に対して、警察情報管理システムによる相談情報業務（以下「相談情報ファイル」という。）及び警察安全相談システム、人身安全関連事案管理システムによる照会を行わせるなどして、当該事案の加害者に係る過去の取扱状況や、加害者が他の都道府県において、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の当事者となっていないかどうかについて、確実に確認を行うこと。

また、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る相談を受理した者は、受理後速やかに警察安全相談管理システムへの登録を行い、必ず、少年女性安全課に参考通報するとともに、速やかに恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案連絡票を作成し、同課に報告すること。

カ 相談事案の継続的な把握

警察署長は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案と認めた相談については、その推移を自ら見極め、漫然と従前の対応が繰り返されることのないようにするとともに、加害者に口頭警告を実施したこと、被害者が県外に転居したことなどをもって安易に解決と判断することのないようにすること。また、一旦、解決と判断した事案について、再び、加害者がストーカー行為等を行う事例もあることから、当該事案の担当者を指定するなどして事案の継続的な把握に努めることとし、特異な状況を把握した場合には本部対処体制に直ちに報告すること。

キ 夜間等の当直体制時や交番・駐在所における相談受理時の措置

相談事案については、夜間等の当直体制時や交番・駐在所において受理する場合が少なくないところ、そうした場合においても、警察署長及び本部対処体制に速報し、必要な指揮等を受けること。警察署長の指揮等を受けるいとまがなく緊急の措置を執る必要があると認められるときは、当該措置を執った上で、実施した措置について速やかに報告し、必要な指揮等を受けること。

(2) 本部対処体制における対応

ア 本部対処体制における指導等

本部対処体制は、2（1）イにより速報のあった事案について、必要に応じて警

察本部の関係課と連携の上、警察署における事案の処理方針及び処理体制の決定に当たり、必要な事項について速やかに当該警察署長等に対し指導・助言を行うとともに、現場支援要員の派遣等必要な支援を行うこと。

なお、警察署において、相談に係る行為が刑罰法令に抵触すると認められるにもかかわらず事件化しないこととする場合には、その対応の適否を判断し、必要な措置が執られていないと認めるときには、当該警察署に対して速やかに指導を行うこと。

また、2（1）イにより速報のあった事案については、本部対処体制において、報告受理の都度、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案照会業務により照会を行い、当該加害者に係る過去の取扱状況や、加害者が他の都道府県において、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の当事者となっていないかどうかについて確認を行うこと。

イ 関係場所が複数の都道府県にわたる事案への対応

(ア) 事案認知時の対応

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案のうち、事案に関係する場所が複数の都道府県にわたるものについては、関係都道府県警察が連携を密にして確実に情報を共有すること。この場合において、当該事案の処理に当たってストーカー規制法等に基づく行政措置を講じる必要があると認めるときには、関係する都道府県警察間において協議の上、当該措置の実施に向けた調整を主導的に行う主管警察本部を決定すること。

(イ) 連絡担当者の指定

関係都道府県警察間の情報共有は、本部対処体制において恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を担当する警視又は警部の階級にある者1名以上を連絡担当者に指定し、原則として緊急時も含め当該連絡担当者相互間で行うこと。

連絡担当者は相互の密接な連絡体制を維持するものとし、特に、加害者が所在不明であることなど（1）ウ（イ）の兆候情報を認知した場合は、その連絡担当者を介し、他の関係する警察本部の連絡担当者全員に対し、即時にその旨を連絡することとし、連絡を受けた場合においても、関係警察署において即応態勢を確立するなどにより対応すること。

(ウ) 被害者等の立場に立った対応

ストーカー規制法の警告等については、これらに係る申出をした者の住所若しくは居所若しくは行為者の住所等の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等又は公安委員会が行うこととされている（同法第14条）ところ、警告等の申出があった場合には、申出人の保護に最も資するのはどこかという観点から、警告等の主体を決定すること。

また、関係する警察本部相互間で情報共有を徹底し、被害者及びその親族等の保護に間隙を生じないようにすること。

被害届の受理に関しては、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第61条において、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず受理しなければならないとされているところ、被害の届出の申出を受けた

場合は、被害者の便宜を十分に考慮し、関係都道府県警察と相互に連絡するなどして適切に対応すること。

(3) 関係機関との連携

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の兆候をいち早く把握し、被害の予防・拡大防止を図るため、関係行政機関、民間団体、学校等と緊密な連携を確保すること。

3 教養の徹底

(1) 全ての職員に対する教養

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案は、相談窓口のみならず、110番通報や被害届の受理といった種々の警察活動の過程で認知し、対応する可能性があることから、全ての職員に対して、1の基本的考え方及び2の対応についての教養を実施すること。加えて、特に当直責任者に対しては、警察署長及び本部対処体制への速報要領等に関する教養を徹底させること。

(2) 担当者に対する教養

警察署及び警察本部においてストーカー事案又は配偶者暴力事案を担当する者に対しては、それぞれストーカー規制法又は配偶者暴力防止法に関する教養を行うこと。特に、本通達に記載の事項について周知徹底すること。また、県警察学校において、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案対策に係る専科教養を実施するなど、この種事案に対して、より迅速かつ的確な対応が執られるよう教養の推進にも配慮すること。